

寄附に対する税制上の優遇措置について

大和市社会福祉協議会への寄附や会員会費は、所得税及び住民税の寄附金控除の措置を受けることができます。

○所得税○

【所得控除と税額控除のどちらかを選択】

1. 所得控除を選択した場合（従来から適用）

その年中に市社協に寄附又は
会員会費として支出した合計額 $- 2 \text{千円} = \text{控除額}$ → この額が所得金額から
控除されます

2. 税額控除を選択した場合（平成26年7月1日以降分から適用）

その年中に市社協に寄附又は
会員会費として支出した合計額 $- 2 \text{千円} \times 40\% = \text{控除額}$ → この額が所得税額から
控除されます
注1 注2

注1 寄付金額の上限は、総所得の40%を限度
注2 控除額は、所得税額の25%を限度

3. 手続き

所得税の寄附金控除（所得控除、税額控除とも）の適用を受けるためには、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告に次の書類を添付して申告する必要があります。

- (1) 当協議会が発行した領収書
- (2) 当協議会が税額対象法人であることを証明する書類の写し（税額控除を選択した場合必要。社協のホームページからダウンロードするか、社協にご連絡下さい。）

○住民税○

【税額控除】

当協議会に対する寄附や会員会費は、翌年度の個人住民税（市県民税所得割額）から控除されます。

その年中に市社協に寄附又は
会員会費として支出した合計額 $- 2 \text{千円} \times 10\% = \text{控除額}$ → この額が個人住民税額
から控除されます
注3

注3 市民税6% 県民税4%の合計です。

○法人税○

当協議会に対する寄附、会員会費は損金に算入されます。

※大和市民税課または最寄りの税務署へお問合わせ下さい。

TEL046(260)5231

大和市社会福祉協議会
総務課
TEL046(260)5633

大和市指令702号
平成26年7月1日

社会福祉法人大和市社会福祉協議会
会長 高橋 政勝 様

大和市長 大 木



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成26年7月1日 から 平成31年6月30日 まで

■所得税の寄付金控除額の目安表

		課税される所得金額							
		4,000,000		5,000,000		6,000,000		7,000,000	
		還付額							
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
寄付金額	10,000	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,840
	30,000	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	6,440
	50,000	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	11,040
	100,000	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	22,540
	200,000	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	45,540
	300,000	93,125	59,600	119,200	59,600	119,200	59,600	119,200	68,540
	400,000	93,125	79,600	143,125	79,600	159,200	79,600	159,200	91,540
	500,000	93,125	99,600	143,125	99,600	193,125	99,600	199,200	114,540
	600,000	93,125	119,600	143,125	119,600	193,125	119,600	239,200	137,540
	700,000	93,125	139,600	143,125	139,600	193,125	139,600	243,500	160,540
	800,000	93,125	159,600	143,125	159,600	193,125	159,600	243,500	183,540
	900,000	93,125	179,600	143,125	179,600	193,125	179,600	243,500	206,540
	1,000,000	93,125	199,600	143,125	199,600	193,125	199,600	243,500	229,540
	1,500,000	93,125	299,600	143,125	299,600	193,125	299,600	243,500	344,540
2,000,000	93,125	319,600	143,125	399,600	193,125	399,600	243,500	459,540	

		課税される所得金額							
		8,000,000		9,000,000		10,000,000		15,000,000	
		還付額							
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
寄付金額	10,000	3,200	1,840	3,200	1,840	3,200	2,640	3,200	2,640
	30,000	11,200	6,440	11,200	6,440	11,200	9,240	11,200	9,240
	50,000	19,200	11,040	19,200	11,040	19,200	15,840	19,200	15,840
	100,000	39,200	22,540	39,200	22,540	39,200	32,340	39,200	32,340
	200,000	79,200	45,540	79,200	45,540	79,200	65,340	79,200	65,340
	300,000	119,200	68,540	119,200	68,540	119,200	98,340	119,200	98,340
	400,000	159,200	91,540	159,200	91,540	159,200	131,340	159,200	131,340
	500,000	199,200	114,540	199,200	114,540	199,200	164,340	199,200	164,340
	600,000	239,200	137,540	239,200	137,540	239,200	197,340	239,200	197,340
	700,000	279,200	160,540	279,200	160,540	279,200	230,340	279,200	230,340
	800,000	301,000	183,540	319,200	183,540	319,200	263,340	319,200	263,340
	900,000	301,000	206,540	358,500	206,540	359,200	296,340	359,200	296,340
	1,000,000	301,000	229,540	358,500	229,540	399,200	329,340	399,200	329,340
	1,500,000	301,000	344,540	358,500	344,540	441,000	494,340	599,200	494,340
2,000,000	301,000	459,540	358,500	459,540	441,000	659,340	799,200	659,340	

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除などの合計額を控除した金額をいいます。

※所得税の税率は、平成23年6月30日現在の法令によります。

※還付額は、個人の所得金額、各控除額により異なりますので、目安表はあくまでも参考資料としてご覧ください。

所得税の速算表(平成26年7月1日現在)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1800万円以下	33%	1,536,000円
1800万円超	40%	2,796,000円

所得税の税率については、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm> をご参照ください。